

1. 件名:中国電力(株)島根原子力発電所第3号機の低圧タービン動翼一部取替えに伴う使用前検査に係る面談

2. 日時:令和3年8月3日(火) 11時00分～11時50分

3. 場所:原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

・原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
上田企画調査官、渋谷上席原子力専門検査官、宇野主任原子力専門検査官、

・中国電力(株) 電源事業本部(原子力設備Gr) マネージャー 他4名
東京支社(電源Gr) 副長 他1名

5. 要旨

○中国電力(株)から、島根原子力発電所第3号機(建設工事中)については、なお従前の使用前検査を継続中であるが、SCC事象の水平展開として、低圧タービン動翼の一部取替え工事を計画しており、今後の使用前検査の扱いについて、資料に基づき以下の点を確認したい旨の申し出及び説明があった。

- ・ 事業者としては、工事完成後、使用前事業者検査を実施し、規制庁の原子力規制検査の中で確認していただくものと考えているが、使用前検査(旧二号検査の再検査)の実施の有無について確認したい。なお、使用前検査が実施される場合、所定の使用前検査申請の変更手続きを行う。
- ・ 今後、今回と同様に使用前検査実施済の範囲において取替工事が発生し、設工認・届出を要さない使用前事業者検査を実施する場合は、毎月提出している「使用前事業者検査予定表」により情報提供することでよいか確認したい。

○これに対して、原子力規制庁から中国電力(株)に対して確認した事項は以下のとおり。

(原子力規制庁)

- ・ 計画されている低圧タービン動翼の一部取替え工事が実施されれば、使用前検査を実施した時点(2010年12月に実施済みの蒸気タービンに係る旧二号検査)と状態が異なることから、現時点では、再度、何らかの方法で検査を実施する必要があると考えている。

- ・ 具体的な工事時期等が決まれば、再度、確認が必要となることから、引き続き、情報提供するよう求めた。
- ・ なお、資料の2. 設計及工事の計画に係る手続きについては、引き続き、必要に応じて規制庁の関係部門へ確認、情報提供等をお願いします。

○中国電力(株)から、本日の面談を踏まえて、工事時期等が決まれば情報連絡するとの回答があった。

6. その他

資料:島根3号機低圧タービン動翼一部取替に伴う使用前検査の扱いについて

以上